

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公開番号】特開2019-37545(P2019-37545A)

【公開日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2017-162214(P2017-162214)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月24日(2020.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1から第3の合体演出部材が遊技領域の中央から三方に分散して離れた待機位置で待機し、予め定められた演出開始条件の成立に起因して、前記遊技領域の中央側に移動して合体する遊技機。

【請求項2】

全ての前記合体演出部材が略同時に合体しつつ合体と共に停止する請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記演出開始条件の成立に起因して、少なくとも第1と第2の合体演出部材が前記待機位置から前記遊技領域の中央側に移動して互いに離間した状態で停止する準備段階を前記合体の前に行う請求項2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

しかしながら、従来の遊技機では、可動部材による可動演出について、趣向性の向上が望まれている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたもので、可動部材による可動演出の趣向性を向上させることができ遊技機の提供を目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 6

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するためになされた請求項 1 の発明は、第 1 から第 3 の合体演出部材が遊技領域の中央から三方に分散して離れた待機位置で待機し、予め定められた演出開始条件の成立に起因して、前記遊技領域の中央側に移動して合体する遊技機である。